

資料紹介

珠江デルタ地帯の中国労働者の労働環境（上）

丸山 恵也
李 鋼哲

解説

本報告書は香港に事務所を置く「アジア監視資料センター」が編集した「珠江三角洲工人權益狀況」の抄訳である。報告書は、広東省、広州市、深圳市、珠海市などの官報や新聞、労働組合の機関紙やパンフレット、香港の新聞や雑誌の記事、それに現地での聞き取り調査に基づいてまとめたものである。

珠江デルタ工業地帯とは、香港に隣接する広東省の経済特別区である深圳市から珠江湾沿いに連なるデルタ地域のことである。この地域は、この10数年の経済成長が毎年20～30%を記録する高成長地帯であり、中国の改革・開放政策のモデル地域でもある。1980年代後半より、香港にあった労働集約型の製造業や日系企業を含む多国籍企業が「チープ・ラバー」を求めて、この珠江デルタに工場を移転した。報告書は、この珠江デルタ地域の奇跡的な経済成長を最底辺から支えている、内陸部の農村から出稼ぎに来る「民工」と呼ばれる労働者に焦点をあて、彼らが多発する労働災害と事故の作業環境、罰金と暴力の就業規則、14～15時間にも及ぶ労働時間、最低賃金制すら守れない低い賃金、不安定な雇用制、争議参加者の解雇といった状況のもとに置かれていることを明らかにしている。さらに、未成年労働者や女性労働者が、この地域ではいかに劣悪で、無権利の状態に押し込め

られているかについての実態を報告している。

この報告書が取り上げている問題は、中国の経済成長のあり方を考えるということに止まらず、この地域に日系企業が多く進出していることからも、こうした実態を認識しておくことは必要なことである。

本報告書には中国式用語が数多く使われているので、読者にわかりやすくするために、文末に「用語解説」を付け加えている。

本報告書の翻訳は李鋼哲が担当し、その文章の構成・調整ならびに解説は丸山恵也が担当した。

目次

序

珠江デルタの労働者階級

- (1) 民工潮
- (2) 民工潮の形成要因
- (3) 民工の遭遇
- (4) 三無人員の遭遇
- (5) 政府の対応措置

労働者の状態

1. 安全でない作業環境
2. 苛酷な管理（以上、本誌に掲載）
3. 長時間労働
4. 賃金と住宅
5. 雇用保障
6. 社会保険
7. 未成年労働者
8. 女性労働者
9. 政府よりの組合
10. 労働者の抵抗

付録：労使紛争

序

珠江デルタではこの10数年間経済発展が目覚ましく、工業の年平均成長率が20~30%台で推移している。高層建物が建ち並び、市街地の繁栄ぶりが目立つ。ところが、その繁栄は先に豊かになった数少ない人たちである官僚・外国資本家達に属しているところが多い。さて、我々が報告したいのはそうした事ではなく、最も重要な真実、最も数多い人たちに関わる問題である。彼らは珠江デルタの経済繁栄を作り上げた担い手—珠江デルタの労働者階級である。

珠江デルタの経済繁栄のために巨大な貢献をしてきた労働者階級は正当な報いを受けず、厳しい搾取にあい、彼らの権利が侵害されている。一私たちが明らかにしたい真実はまさにこれである。

この報告書の編集作業は1994年6月より始まったが、担当者たちが他の仕事に多忙であったため作業が遅れていた。最近になって、この作業をこれ以上遅延する事はできないので、5月1日メーデーを機に出版することを決め、今度出版することができた。

この報告の資料は、中国の新聞や、雑誌等のほかに、香港の新聞や雑誌等から収集したものである。また、この報告の執筆者たちは珠江デルタの現地に立ち入り、実地取材をした。

我々はこの報告書により、珠江デルタにおける労働者の労働実態及び彼らの抵抗の実態を全面的に明らかにしようと思う。この報告書が取りあげている労働者とは、各類型の企業（国有企業、城鎮集体企業、三資企業、三来一補企業、郷鎮企業、私営企業等—用語解説参照）で働く労働者のことである。都市の戸籍を持つ労働者であれ、それを持たない民工であれ、我々はいずれも労働者と見なしれている。ところが、実際は外資企業、私営企

業、郷鎮企業における労働者権利状況が最も深刻であることと、また資料収集の制約から、この報告書では主にこれらの企業に焦点を当てている。

我々はこの報告書が労働者の人権報告であると同時に、この報告書を通じて多くの読者が珠江デルタにおける労働者の状況に、さらには全中国の労働者の状況について関心を向けてくれることを強く望んでいる。

我々は、読者の価値観、中国観において、下層人民（労働者を含む）についての関心がもっと重要な位置を占めるようになることを望んでいる。

最後、我々は、労働者の状況の改善は、必ず労働者階級の団結と抵抗によって実現できるものだと信ずる。

珠江デルタの労働者階級

珠江デルタ（広州、珠江、深圳、中山、東莞、佛山、江門、惠州など8市を含む）の1993年の戸籍上の人口は1,939.59万人であり、そのうち農村人口は1,105.34万人である。都市戸籍を持つ労働者は483.13万人であり、そのうち国有部門（企業、政府機関、事業所）に284.23万人（58.8%）、城鎮集体部門に108.6万人（22.5%）、その他民間部門に90.3万人（16.7%）がいる。

珠江デルタには、民工（用語解説参照）の数が地元の都市戸籍労働者の数より多い。政府の不完全な統計によると、当地域には1993年現在、約650万人の外省民工がいることになっているが、現在は約700万人と推計される。もし当地域内の農村戸籍の出稼ぎ民工に、広東省内の他地域からの民工も加えるならば、民工の総数は700万人を遙かに超すものとなる。外省の民工以外に、外省の都市戸籍の人達が珠江デルタで仕事をするケースもある。

民工は主に三資企業、三来一補工場、郷鎮

企業、私営企業で働いているが、わずかの人が国有企業、城鎮集体企業で働いている。

（1）民工潮

毎年、春期輸送期間には、数百万人の内陸部からの民工が沿海地域に仕事探しに流れてくる。以前は盲流現象といわれたのであるが、このような民工の集中流動が起きる原因は、農村部における労働力過剰に他ならない。彼らは、工業化地区の経済発展のために廉価な労働力を提供しているが、他方では労働市場の未整備、政府当局の保障制度の未整備のもとで、仕事と生活が保障されていないのである。政府当局は毎年、問題に対する解決措置を講ずるもの、それは根本的な解決策にはなっていないのである。

（2）民工潮の形成要因

現在、中国には約1億5千万人の農村余剰労働力があり、これは民工潮の根源の一つである。農業における生産コスト（例えば化学肥料）が高すぎるため、内陸部の農民の生活は改善されず、また中央政府の沿海都市発展を重視する戦略のため、沿海と内陸の生活水準の格差が拡大し、それが農村労働力の出稼ぎの誘因になっている。広東省へ南下する民工は、主に四川省、安徽省、河南省、江西省、陝西省、湖南省、広西省等の農村から来て、
珠海、^{ソウハイ}広州、^{センチエン}深圳、東莞、佛山等の地域に行くのである。

（3）民工の遭遇

はじめて出稼ぎにでる民工は、誰も南下すれば金を稼げるという夢を持っているのである。ところが、仕事を探すためには大変な苦労をするのである。まずは移動する途中で、貧困な農民たちは手持ちの荷物を盗まれる危険にさらされる。また公職者による略奪（警察官などが秩序を保持する名目で、さまざまな費用を徴収し、罰金を科すこと—訳者注）、列車切符代、食事代で高いお金を騙し取られる危険にもさらされる。

無事に珠江デルタに着いた民工の多数は、

工場あるいは建築現場で働くのであるが、彼らは地元の人より劣悪な待遇を強いられる。他的一部の民工は周辺労働（ここでは政府の許認可を得ていない業種での労働をいう—訳者注）をする不法労働者となり、「三無人員」と称され、その待遇はさらに酷いものとなる。

（4）三無人員の遭遇

^{センチエン}深圳市では、無証（国境通行証、暫定居住証がない）、無業（政府が認可した仕事がない）、正当な居住所がない（例えば簡易宿泊施設を作つて住む）人たちを「三無人員」と称する。当市の公安局の推計によると、1994年初めには、当市には「三無人員」が約30万人いたという。そのうちの一部は、仕事を見つけていないため、まだ仕事を探し続けている人たちである農民達であるか、または仕事は持っているが、そのような職業は政府が認可していない仕事である。例えば、花売り、路上での物売り、ゴミから再生資源を拾う、認可のない小売業、荒廃農地の不法耕作、売春業等である。この部類の民工は居住環境が非常に悪い。その多くは道ばたやゴミ集積場のそば、或いは郊外の自力で建てた簡易宿泊施設で寝ているのである。

彼らは不法身分のため、常に公安警察官と保安官に狙われる対象になる。例えば、公安警察官に罰金を科せられるが、領収書がないため、そのお金は公安警察官のポケットに入るるのである。また、売春婦が公安警察のために無料奉仕を強いられるとか、保護費（売春を黙認してくれる）を払わなければならない。また、広州市の駅の周辺では、保安官と公安警察官が毎晩木棒や電棒を持って、駅の周辺に滞留している外省の人たちを駅のホール内に追い込み、もし逃亡しようとすれば無惨に殴ぐる。そして、追い込まれた人はホールで一晩過ごすか、そこを離れるように命じられるが、いずれも5元の罰金を支払わなければならぬ。

广州市と^{センチエン}深圳市政府は定期的に「三無人

員」を整理して故郷に帰らせるが、その時期が過ぎると「三無人員」が再び増えてくるのである。

(5) 政府の対応措置

交通の面で：

春期輸送期間において、南北で移動する民工の数が多く、鉄道輸送力が不足しているためしばしば混乱し、さらには事故を起こすのである。例えば、1994年2月、衡陽駅では混乱の中で52人が踏まれ死亡した惨劇が起こった。この時期は旧正月であったため、民工による混雑が大きな原因であった。他にも、鉄道輸送力の不足と輸送管理部門の事前対策が不十分だったのも原因の一つである。ある情報によると、2、3年前に広州鉄道集团公司は衡陽駅改造計画を立てたが、市政府と駅側との間で当面の経済効率を巡って紛糾し、結果的には駅の拡張工事は進まなかったのである。

フラットホームに溢れる民工を疎開するために、鉄道局は1993年から特別措置として貨物車を旅客車に連結して旅客の輸送に当たった。約200人の民工が貨物車の箱の中に乗り込み、何の施設もなく数十時間も耐えなければならなかつた。車両の中は蒸し暑く、病気になつたり、死ぬ人まで出るようになった。

そのほか、94年2月には、広州市近くの花都駅（広州市北20キロにある）を一部列車の終点にしたり、政府当局が企業の名義で貸し切って民工の里帰りを手配するなど、民工の疎開作業に協力した。

民工の就業面で：

大量の民工が南下して珠^{ツウ}江^{ジヤン}デルタに流れ込むのは、そこに大きな労働力需要があるためである。広東省政府は大量の民工流入をコントロールするため、就業及び入境の面で規制措置を取っている。

1991年、広東省政府と民工が多数流出する9つ省政府の間で、「9省区省際労務協力センター」を発足させ、労働力移動に関する協

定を結び、職業仲介所を設けた。94年2月、中央政府の労働省は「農村労働力地区間流動の秩序化」のための「城鄉（都市と農村）協調就業計画」を制定し、その第一期の措置として、広東省政府は外省民工の新規採用を禁止する、募集チラシを張るのを禁止する、違反者には厳重に罰を科する、などの内容の規定を公布した。ところが、企業側はこれらの禁止令を無視して外省民工を採用し続けた。^{ツウハイ}珠海市当局は、辺防証（国境地帯通行証—訳者注）を持たない人が当地帯に入るのを禁止する規定を公布した。

1995年初頭に、国务院は新しい規定を公布し、できるだけ外省の民工の60%以上を出稼ぎ地で春節（=旧正月）を過ごすような措置を取るよう指示し、また春節以後の一ヶ月以内には新民工の募集を控えるように指示した。また、地区を跨って就業する民工について統一管理を実施する制度の導入も議論された。それには、「流動就業証」を流動就業のパスポートとして導入し、出稼ぎに出たい民工はまず地元の労働就業機構にて登録し、「外出人員就業登録カード」をもらい、それを持って採用される就業先で「外来人員就業証」をもらい、この2つのカードを持っていると合法な就業者として認められる、と規定されている。しかし、一部地方政府では、カードを発行する際に、巨額の手数料を民工に払わせている。例えば、広西省ではその手数料が最高で1,800元にもなっているが、これは広東で出稼ぎする民工の年収の約3割にもあたる金額である。

むすびにかえて

民工潮は確かに珠^{ツウ}江^{ジヤン}デルタにおいて問題になっている。しかし、民工は当地区の発展に大きく貢献し、地区内の3^k仕事をほとんど担っているのである。民工潮の形成は、全国及び農村における経済発展の格差と、余剰労働力の吸収対策が欠けているところにその原因がある。従って、政府当局の対策として

は、民工の広東省への流入を制限することに止まらず、余剰労働力を限りある農地に縛り付けるのではなく、農村の発展をサポートする方向に向けて強力な措置を取らなければならない。

【個別事例】

(1) 湖北省武漢から広州へ出稼ぎに行く2人の女性が、武漢駅で切符を買うために3日も列に並んだが入手することができず、非ノーマルなルートで定価が41元の貨物車の切符を64元でやっと入手した。貨物列車の車内には300人の乗客が乗り込んでいた。通風窓もなく、椅子もなく、トイレもないボックスの中に20数時間乗っていたため、終点に着いた時は頭がもうろうとして降車することさえ出来なかつた。

(2) 1994年の旧正月前後、大勢の民工が広西駅に追いつめ列車に乗り込んだ。列車が超満員のため車内の空気が悪くなり、そのため出稼ぎで疲れた民工は精神状態が異常になった。2月1日～6日の間、このような民工の精神異常病が19件も発生、死者3人と怪我人1人が出た。

(3) 1995年1月25日、広州から出発して江西省へ向かっていた民工を乗せた大型バスが、途中で石炭輸送トラックと衝突し爆発したため、2人が死亡、9人が怪我をした。

(4) 1995年2月14日、河南省から広州へ向かって走っていた大型バスが、途中で川に墜落し、死者32人、傷者31人を出した。このバスも超満員だったのである。このような超満員現象は旧正月前後になるととくに多く見られる。

(5) 1994年春運（旧正月ラッシュ）期間に、広東省と深圳市政府は、企業がこの期間に労働者を新規募集するのを控えるよう通達を出した。ところが、企業側の募集広告は依然として行われ、政府の許可無しに募集を行い、さらに一人当たり10元の面接費用を徴収し、

不採用になつても返還しないことも起つた。

労働者の状態

1. 安全でない作業環境

珠^{ツウ}江^{カウ}デルタは経済発展が著しい一方、事故が増え続け職場の安全を脅かしている。とりわけ、近年、急速に増え続けている外資系企業、私営企業、郷鎮企業、及び建築業における安全対策が大きな問題点になっている。これらの企業の多くは短期的利潤を上げる目的で、最小の投資で短期内に最大の利潤を獲得しようとするため、労働者への安全対策を無視するところが多い。そして、近年、労災事故が多発し、怪我人と死者者が多数出ている。1990年以降、広東省における火災事故が全国のトップを占めている。統計によると、広東省における労災事故のうち、外資系企業がその7割を占めている。調査によれば、93年1月～9月まで、広東省の鉱工業企業における労災事故は889件あり、死者が776人であった。これは前年同期に比べてそれぞれ32.01%と43.17%増えている。一年間で、3人以上死亡した労災事故は47件もあった。例えば、葵涌鎮致麗玩工具場では火災で87人が焼死になった。龍崗鎮では労働者の宿舎が倒れる事故が起き、清水河では倉庫内の爆発事故で15人の労働者が死亡した。これらの悲惨な事態を見て、我々は、経済発展に貢献してきた労働者たちの生命の安全を保障するため社会に訴える必要性と緊迫性を深く感じた。

本文では、労災事故背後に存在する安全管理に対する企業のルーズな対応、隠蔽されているさまざまな危険、政府の労働者権利を保障する面での役割、などについて検討したい。

最近2年間の労災事故報告を見ると、労災事故は外資系企業、郷鎮企業、私営企業に集中していることが分かる。これらの企業は目前の利益を追求し、労働者の安全な仕事環境を作ることに力を入れず、安全対策や消防施

設に対する必要な投資を圧縮しているのである。

(1) 火災

火災の危険は非常に重大な問題になっている。多くの企業は生産作業場が消防安全規則に違反している。企業は急いで生産稼動を求め、簡易建物や旧い建物をそのまま少し手直して、工場建物基準を満たさないまま操業を始める。ある企業では生産作業場と倉庫・宿舎が一体になって同じ建物内にあり、安全通路も塞がっている。致麗工芸工場で起きた火災を見ても、作業場と倉庫が一体になっていて、倉庫に積み重ねていた繊維棉と包装用紙から火が出て、その火が直接作業場を襲つたのである。

また、ある地方政府は外資導入を積極的に求めて、建物建築のための基本的な消防施設、例えば消防水道施設がまだできていないま、ビル建設に着工するのを許している。深圳市の龍崗鎮でのビル壊れ事故も、このような基準違反建築のために起きたのである。労働者の宿舎として建てたこの五階ビルは、地質探査資料と設計図、建築許可書など備えていない違法建築だったのである。この事故で11人が死亡、21人が重軽傷を受けた。

一方、三来一補(OEM)企業の多くは紡績・縫製・毛皮・ビニール・化学工業など、爆発・燃えやすい資材の生産業種であり、生産機械の導入と電力使用量の急増している。ところが、それに伴う安全生産管理を重視していないため火災の発生が多くなっている。致麗工芸工場の火災もこのようなケースである。この工場では資格を持たない配電技術者を雇って配線したが、所定の基準を満たしていないため、電気配線による火事になってしまった。

もう一つのケースは、工場内の消防対策責任が不明確で、企業の管理が乱れていて、安全作業規則を守らず操作をしていることによるものである。致麗火災の時、300人の労働

者は無秩序に逃げ回り、窓は全部封鎖されていて、また避難通路も塞がっていたため、避難できなかった労働者は工場の中で焼死んだのである。ここで見るように、工場の経営者は消防知識及びその意識が全く欠けているため、消防対策措置を考えることすらできず、従業員に対する消防教育をすることなど最も無理なことであった。

(2) 職業病

生産作業場の環境が悪く、労働保護施設が不足しているため、微塵による肺病や毒性廃棄物による中毒、及び機械操作事故などが頻発している。広東省労働局が94年に発表した「広東省外資企業安全衛生状況調査」によると、省内の外資系企業やOEM生産企業のうち、玩具・ビニール・靴・染色及び化学等企業では、常に粉塵や化学毒物及び放射性化学物質を未処理のまま出している。

深圳市の海外関連企業547社に対する調査によると、そのうち29.6%の企業だけが防護施設を導入している。多数企業の工場で、廃棄物の中の粉塵や有害物質の量が安全基準を越えている。1992年、広東省では肺病者が391人診断され、それによる死者が166人に上る。統計が不完全なため、実際の数字はこれを上回るはずである。

工場内の排気施設が不十分な上、労働者の防護用具、例えばマスクや作業軍手などが配給されないため、労働者の健康と安全が大きく脅かされている。職業病といえば、潜伏期が長く、企業による保険検診などがないため職業病による死亡まで発生しているが、そうなると企業の経営者は責任転嫁に一生懸命である。

政府の労働管理分門では、企業に対して新入労働者に安全作業に関する「三級教育」を実施することを義務付けているが、企業側はそれを実行しない。労働者の多数は農村出身の教育水準が低い農民であり、防塵・防毒や安全作業に関する必要な知識が欠乏し、また

自分の安全と正当な権利を守ることすら分からぬのである。

（3）機械操作事故

作業環境が悪いため機械操作事故もよく起こっている。一部企業はコスト節減のため、古い機械や器材を購入し、またそれに必要な安全防護設備を装着していないため、生産過程で機械の故障による人身事故が発生する。例えば、^{センチエン}深圳市のある郷鎮企業（金属加工工場）では、安全基準を満たしていない旧式機械を購入し、その機械を操作していた29人の指が切断されるなどの事故が頻発している。

（4）労災に対する賠償

労災保険規則の規定によると、仕事の原因で発生した職業病・傷害・障害、または作業時間内に起きた不可抗力以外の災害による事故、または出勤・退勤時間、外勤時間に本人以外の原因で起きた事故により負傷や障害を受けた場合、労災保険が適用されることになっている。ところが、実際のところ多くの企業では労働者を労災保険に加入させていないか、または事故が起きても労働管理部門に申告しないため、事故に遭った労働者は保険による補償を受けられなくなる。例えば、清水河での大爆発事件があったときも、被害を受けた労働者は労災による賠償を全く受けられなかつた。労働者は危険な労働環境の中で仕事をしながらも、人身安全が全く保障されていないのである。

（5）法律の監督が欠乏、或いは罰則が軽い

公安消防部門、労働局、衛生管理部門は安全作業を監督する責任を持っている。そして定期的に工場の安全パトロールを行い、危険を発見した場合、即時に企業の経営者に改善通知を出すことになっている。ところが、このような通知は企業に対して十分な威力を持たないのである。労災事故についての調査から分かるように、ほとんどの事故に対しては

事前通告があつたのである。しかし、企業側はそれを無視して改善策を取らず、政府の監督部門も人手が足りないため、必要な改善監督に立ち入ることができず、罰金を科すことだけで始末するケースが多いのである。深圳市の龍崗鎮では、1993年3月に労働部門による全企業の安全パトロールが行われ、安全基準を満たしていない工場に対して通告し、その後11月には、通告を受けた25社に対して安全パトロールをした結果、どの企業も改善策を取っていなかった。

建築業においては、安全作業に関する条例が多く設けられている。例えば、「建築設備施工安全技術規定」、「建築設計防火規範」や「消防条例」などの条例で、建築施工の一般安全に関する基準や機械電気施工配線に関する諸規定が明白に決められているにも関わらず、その法的な拘束力或いは罰則が弱いために、守られていないのである。

（6）投資環境だけを一方的に強調する

広東省安全生産委員会の分析によると、郷や鎮の下部行政機構（例えば町、村）の労働・消防・衛生監督部門では、その傘下の三来一補（OEM）企業に対する監督において厳しく臨むことができないのである。一部地方政府の幹部は外資の導入だけを重視し、もし監督をきびしくすれば外資が来ないことを恐れて、安全作業管理を強調できなくなっている。事故が起きても企業経営者の責任を追及せず、できるだけ事態を押さえてしまうのである。

例えば、葵涌鎮致麗玩具体工場の火災事故の場合も、当初93年3月9日、鎮の消防管理部門がこの工場の経営者に13ヶ条の改善意見を伝え、4月9日までに改善を済ませるように通告した。ところが、工場側はお金で工作をして6つの安全合格証を手に入れた。5月28日に鎮長（鎮の行政長官）は消防管理部門にプレッシャーをかけ、「もし合格証を発行しないと、鎮の経済発展に影響しかねないし、香港系の経営者たちが集団陳情に押し寄せる」

という理由を述べ、他の7つの合格証も発行するように要求した。そして、半年経った11月19日大火災が起き、87人が死亡するという大惨事になった。これは外資導入を盲目的に追求した結果なのである。

これらの事故が発生した後には、法定期間内に処理できず、企業の経営者は責任を負わないまま逃げてしまうのである。法律はあっても雇い主には拘束力がなく、役に立たない。

【個別事例】

(一) 火災と爆発事故

(1) 1991年5月30日、^{トランクアン}東莞市のあるレンコート工場に火災が起きて、80人が死亡、40人が怪我をした。この工場は宿舎と作業場が同じ建物内にあるため、死傷者が多く出たのである。この工場は三来一補工場で、その経営者は現在に至っても何の責任もとっていない。(『法制』94年3月)

(2) 1992年4月23日、保安県の銀座レストランで火事が起き、8人が死亡し、損失は45万元であった。(『法制』94年3月)

(3) 1992年7月7日、保安県百星縫製工場で火事が起きた。事故が起きる前に、政府関係部門が検査に立ち入り、消防安全通路が盗難防止のために閉鎖されているのを発見し、即時に改善するように命じた。ところが、工場側は改善対策を取らなかったため、火事が起きると250人の労働者が一つの非常口に殺到しパニックになり、16人も死亡した。(『法制』94年3月)

(4) 1994年7月7日、深圳市の香港系皮製品工場で火事が発生し、6人が死亡した。この工場の工場長は消防通路に倉庫を造り、火事が発生したとき全ての消防通路が塞がっていた。幸い労働者の宿舎が工場と十数メートル離れたところにあったので、事故の被害は更に拡大はしなかった。(『天天日報』1994.7.8, 同94.8.2)

(5) 深圳市の化学建築資材公司は、92年6

月に公安局の検査を受けた際に、危険爆発物を許可無しに貯蔵していたのが発覚し、使用禁止の通達を受けたが、8月に再び検査したところ、依然として使っていた。これは国家の規定に明らかに違反している。(『深圳特区報』1994.8.19)

(6) 1994年10月12日、広東省の花火製造をしている私営工場で爆発事故が起き、2人が死亡、8人が怪我をした。この工場は地元の農民が設立し、生産許可が出る前に操業していたのである。(『明報』1994.10.12)

(二) 建物倒壊事故

(1) 94年6月16日、珠海市の香港系紡織工場で火事が起き、経営者が翌日労働者に工場内の整理を指示した際に、建物が倒壊して93人が死亡した。事故発生の2ヶ月後、まだ消防設備と安全生産施設が完備されていないうちに操業を開始した。悲惨な事故があつたにも関わらず、香港人経営者は何らかの責任も追及されていない。(『東方日報』1994.8.21)

(2) 1994年10月6日、广州市のある建築現場で、3階立ての建物を崩す時に、意外の倒壊事故が発生し、1人が死亡し、3人が怪我した。(『東方日報』1994.10.16)

(3) 1994年の一年間、中山市建設業界での建設事故が42件起き、40人が死亡している。また、採石場における事故は24件発生18人が死亡した。(『廣東労働報』95.2.26)

(三) 作業事故と職業病

(1) 深圳市のある金属工場には、329名の労働者がいたが、1993年に作業中に指が切断された人が29人もいる。この工場の生産設備は国家安全規則を合格していない機械である。新しく工場に入った労働者は必要な訓練もなく、20代の労働者が指を失っていた。このような労災事故が起きても、企業側は労働関係部門にも申告せず、法医の鑑定や社会保険局を避けて、商業保険会社だけに保険賠償を請求しているのである。この工場の労働者が市

の総工会に訴えてから、工場は操業停止になつたのである。（『深圳人』1994年3月）

(2) 1993年6月、ある造船工場の5名の労働者が腹痛を起こして、職業病防止病院で診断を受けたところ、亜鉛中毒と診断された。患者の尿には基準の97倍の亜鉛が検出された。亜鉛熱塗装の仕事をしているこの工場には、排風扇や排毒装置も整備されておらず、また防毒マスクも着用していなかった。作業場の亜鉛濃度は基準の1万倍以上にもなっていた。（『壹週刊』1993.12.13）

(3) 1993年11月半ば頃、中山市の香港系プラスチック電子製品工場の3名の女性労働者が原因不明で死亡した。事故の後、関係部門が検査に立ち入ったところ、工場側は有毒原料を使っていたので、大脳神経が中毒され、一部労働者は一生の障害を受けたのである。事故の前に労働者は有毒材料を使っているということを誰も知らず、経営側は有毒材料の処理について何の指示もなかった。（『創業者』1993年12月）

2. 苛酷な管理

「全民所有制工業企業法」（1988年より実施）の規定には、全民所有制（国有）企業は工場の作業規則を決める時、従業員代表大会もしくは従業員全体会議で審議して議決しなければならない、という条項がある。また、1992年7月に公布実施された「全民所有制工業企業の経営体制転換に関する条例」には、従業員代表大会（或いは従業員全体会議）は、企業の賃金・福祉・重大な意志決定について審議及び議決する権利があり、上級組織から委任してきた工場長（=社長）の以外、労働者は投票により工場長を選挙することもできる、という規定がある。ところが、近年、企業の経営体制変換の過程において、権力が工場長及び経営者に集中してきたため、企業での意志決定や工場の規則などの決定において、工場長・経理（=社長）が独断で決める

ことになり、労働者は口を挟む余地がなくなった。従業員大表大会或いは従業員全体会議は解散されるか、もしくは形骸化され、多くは企業の経営者により左右されることになり、労働者の民主管理（=経営参加）における役割は発揮できなくなった。

国有企業や集体企業における工場の規則の制定などに、労働者の参加する権利が法律の通りに保障されないことは事実であるが、このような状況は外資系企業や私営企業、郷鎮企業において更にひどい問題になっている。これらの企業は管理が非常に苛酷で、一部企業の工場規則は、まったく非人間的なものにまでなっている。

以下は、企業の管理において労働者の権利が侵害される実態報告である。

(1) きびしすぎる工場の規則

苛酷な工場規則で労働者を抑圧する企業は多数存在する。ある外資系企業の「従業員守則」のなかには、罰金条例が46条もあり、毎月、罰金を科せられた労働者は全体労働者の8割にも達するという。

横崗のある玩具工場では、遅刻・早退10分以上は欠勤と見なし、残業を一回拒否すると2日の欠勤と見なし、同時に罰金50元を科す、と規定している。

寶安県のある縫製工場の規定では、労働者が出勤するときに身分証を工場に預けて保管し、それに違反した者は解雇すると決めている。また作業時間内に工場を出入りする場合、必ず工場長の許可が必要であり、違反者は罰金10元を払う、と決めている。最後の条項には、以上の規定に違反するものには、「棍棒で殴る」と書いてある。

深**セン**圳市**チエン**の労働全面検査の報告によると、梅林工業区のある電子工場の規定には、労働者が作業中お茶を飲むことを禁止し、違反者は5元～10元の罰金を払う、仕事中にお手洗いに行く時間は一日累計で15分超えてはいけない、という条項がある。

深圳市の労働管理部門では、亜細亜毛衫有限公司における37名労働者署名の告訴手紙を受け取っている。その内容は、「もし労働者が残業と休日出勤を拒否したら、毎回25元の罰金を科している」というものであった。

蛇口の三洋電機工場では、労働者が作業中に話をするとか、水を飲むとか、手洗いに行つてはいけないと規定している。

(2) 労働者を殴る懲罰をする

企業の経営者が労働者を殴ったり体罰することは日常ちゃんはん事である。広州のある台湾系企業では、工場の規則を違反した女性労働者に体罰として、日当たりが強いところで一日中立たせて、結局は倒れてしまい病院に送られたという。

ツウハイ 珠海市のある縫製工場では、ある労働者が作業中に警備員にちょっと触れただけの理由で、警備員と経営者に殴られ、口から血を吐いて倒れたが、経営者はその労働者が治療で休暇を取ることを許可しないだけではなく、給料まで引いてしまったのである。当工場の他の労働者は自分が減給されたことに異議を申し立てたことで、酷く殴られたという。

トウクアン 東莞市のある針織工場では、給料の支払いが遅れていたため、労使紛争が起きたとき、経営者が7名の湖南省出身の労働者を殴り重傷を負わせたので、労働者たちがストライキを行い、湖南省公安庁に電報を送って公正に解決してくれることを求めた。

センチエン 深圳市のある玩具工場では、労働者を殴ったり、労働者の身体と宿舎を無断で捜査したりしているという。

(3) 法律が役立つか

ある調査によると、一部企業では経営側が工場の規則、及びその違反に対する処罰の条例を任意に決めたり、改正したり、そのまま実行に移すなど、完全に法律を無視した手法を使っている。またある企業では、工場の規則を決めても公布すらしないので、労働者は処罰を受けた後でこのような規則があること

を初めて知ることになるという。まさに企業の経営者の言いなりなのである。

1993年3月1日から実施された「広東省企業従業員労働権益保障規定」の第8条、第9条には、「企業において諸制度や労働規約の制定、及び労働契約を締結する際に、関係法律や法規に違反してはならない」という規定があり、また「従業員の権利を保護し、その自由を制限してはならない。企業の管理者が従業員を殴ったり、虐めたり、体罰したり、身体を捜査するのを禁ず。企業はいかなる理由があろうと、従業員の身分証や暫定居住証、国境通行証等を強制的に取り上げてはならない。」という明文規定がある。このような法律規定は無視され、労働者に対して殴ったり体罰を科したりすることはどこでも見かけられることである。

その原因は、労働法の諸規定が現実の変化に対応できず、また三資企業に対する専門的な管理機構もない現状にある。一方、地方政府は新しい外資導入に夢中で、労働者が非人道的待遇を受けていることには目を配っていないのである。そのほかにも、政府幹部の不正行為が常態化しており、労使間でトラブルが起きると、経営者が労働管理部門の幹部を招待したり、賄賂などで始末するのである。また、企業の経営者は法律の隙間を利用するとか、法律の監督が弱いところに目を付けて不法行為を行う現象も少なくない。これでは法律は何の役にも立たない。

【個別事例】

(1) センチエン 深圳市の台湾系靴製造公司では、労働者を囚人扱いしているため、市労働局はこの会社の労働者から訴えの陳情書を何回も受けている。

この会社では、労働者が軟禁状態で仕事をしているのと同様である。工場規定には、労働者が水曜日・土曜日・日曜日以外は仕事が終わっても構内から自由に出かけることがで

きない。もし出かけたら罰金がかかるという。ある女性労働者は暗い表情で取材の記者にこう言った、「ここは監獄と同じです。我々は判決を受けていない囚人です。」他にも工場の規定には、労働者が食事中に大声で話すと30元～50元の罰金を科すとか、工場及び宿舎を出入りするときは指定された通路を歩くように規定され、もしそれに違反したら罰金あるいは体罰を受ける。

同工場では労働者が退職届けなしに工場を後にすることを防ぐために、毎月の給料から20元を押さえて一年経ったら返すという。ところが、実際は16ヶ月経っても返していないし、もし労働者が仕事を辞めたら、この分の賃金は会社側に没収されるのである。

このほかに、管理者が労働者を殴ること也非常に多い。93年3月、この会社の総經理はある配電作業員が工場内の電機部品を盗んだと疑い、鉄棒で労働者の頭を殴り、病院で七ヵ所を縫う手術を受けなければならなかつた。また、工場の保安警備員はある女性労働者が食堂でご飯を受け取るために並んでいた時、喋りだしたという理由で、工場規則違反で立ち罰を命じたが、女性労働者が従わないと、倒して足で蹴つた。

(2) 広東振昇花東工場では、ある労働者は「故郷へ帰って正月を過ごしたいがお金がない」と言い出した。この工場では、民工の月給が100元～300元しかないので、工場の規定には、遅刻で罰金5元、工場に出入りする時に名札を付けないと罰金12元、病気の場合は欠勤と見なし、時間当たりに減額1元としている。また、宿舎で誰かが電気コンロを使って炊事したら、同部屋の12人全員に100元の罰金を科す。宿舎にはお湯が供給されず、電気コンロを使ってお湯を沸かしても罰金200元と規定している。このようにさまざまな罰金規則で労働者は働いてもお金が残らないのである。（次号につづく）

【用語解説】

国有企業：前は国営企業だったが、所有権と經營権を分離する改革で国有企业と改称した。

城鎮集体企業：集団所有の企業を指す。都市部において改革・開放以前は国有企业以外はほとんど集体企業であった。

三資企業：外資系企業を指しているが、出資及び所有形態によって外資企業（100%外資）、合弁企業（中外共同出資）、合作企業（技術提携などで外国企業と協力する企業）など三つの形態を取っているため三資企業と称する。

三来一補：来料加工（原材料を輸入して加工）、来件配装（部品を輸入して組立てる）、来様生産（外国のデザインにより生産）と補償貿易を統括して言う。OEM生産に似たような生産提携である。

郷鎮企業：中国農村部の末端行政機構である郷と鎮が作った企業である。改革・開放以来、郷鎮企業は急速に成長し、95年には約2千4百万社に発展、工業総生産の約半分を占めるようになった。

公司：会社の中国呼び方。

単位：中国では非農業部門で仕事先のことを全て「単位」と称する。

民工：都市の戸籍を持たずに都市で働いている農民の出稼ぎ労働者。

民工潮：約1億人～1.5億人と言われる農村余剰労働力を背景に、内陸部から沿海都市部への農民の出稼ぎラッシュをいう。

戸籍制度：1958年以来、中国の住民を農民・非農民にわけ、農民を農村に閉じ込め付けてきた制度。現在は多少緩和されたが、農民が都市

で仕事をしていても戸籍を取得
するのは難しい。

三無人員：暫定居住証無し、職業無し、定
 まった居住所無しの民工をいう。
工人：労働者のこと。

職工：従業員のこと。

童工：未成年労働者のこと。

工会：労働組合のこと。

労働合同制：労働契約制のこと。

全国总工会：全国労働組合総会のこと。